

平成 27 年 11 月 16 日

事業者各位

アルバイト求人情報の掲示申込について

本学の学生を対象としたアルバイト求人情報の掲示については、所定の「アルバイト求人情報掲示依頼申込書」に必要事項をご記入のうえ、e-メール、FAX 等で申し込みください。アルバイト求人情報は本学 7 号館 1 階にあります掲示板上で公開しています。

なお、アルバイト求人情報の作成にあたっては、下記の点にご注意ください。

1. アルバイト求人情報の掲示は無料です。掲示期間は原則 3 ヶ月迄としております。
2. 募集の定員に達した場合は、掲示を停止しますので、速やかにお知らせください。
3. 学生の雇用は、学業に支障の無いよう、また危険が無いように特にご配慮ください。
4. 求人内容によっては、掲載をお断りすることもありますので、ご了承ください。
 - (ア) 労働基準法その他関連法令などに違反する条件を提示したもの
 - (イ) 労働条件が不明確なもの
 - (ウ) 労使問題や雇用条件などで虚偽の記述が明らかになったもの
 - (エ) 選挙公示前を含む選挙運動に関連したもの
 - (オ) 危険を伴うもの
 - (カ) 人体に有害なもの
 - (キ) 人命に係るもの（無資格の水泳指導員・監視員・ベビーシッター等）
 - (ク) 求人先・勤務先が遠隔地等のもの
 - (ケ) 風俗営業（バー、クラブ等）、住み込み、深夜労働、無資格のマッサージ等
 - (コ) その他、学生にふさわしくないと学園が判断したもの
5. 留学生のアルバイトには、入国管理局からの資格外活動許可が必要であり、活動時間、活動場所等について制限があります。違反した場合には、留学生本人に限らず、雇用した事業主も罰せられます。雇用条件に留意して下さい。
 - ・ 資格外活動許可による活動（アルバイト）可能時間
 - (ア) 教育機関が定める学期内の制限時間：週 28 時間以内
 - (イ) 教育機関が定める長期休業期間の活動可能時間：1 日 8 時間以内

その他、アルバイト情報掲示の申し込みやお問い合わせは、下記へとお気軽にご連絡下さい。

学校法人青森田中学園 学習支援センター

〒030-0132 青森県青森市横内字神田 12-1

電話 017-728-8169（直通）／ FAX 017-728-8175（直通）

E-mail asc@aomoricgu.ac.jp

以 上